

令和6年度

水防計画書

小竹町

# 令和6年度 小竹町水防計画書

## I 目的

この水防計画書は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に準じ、小竹町における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、もって町内の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

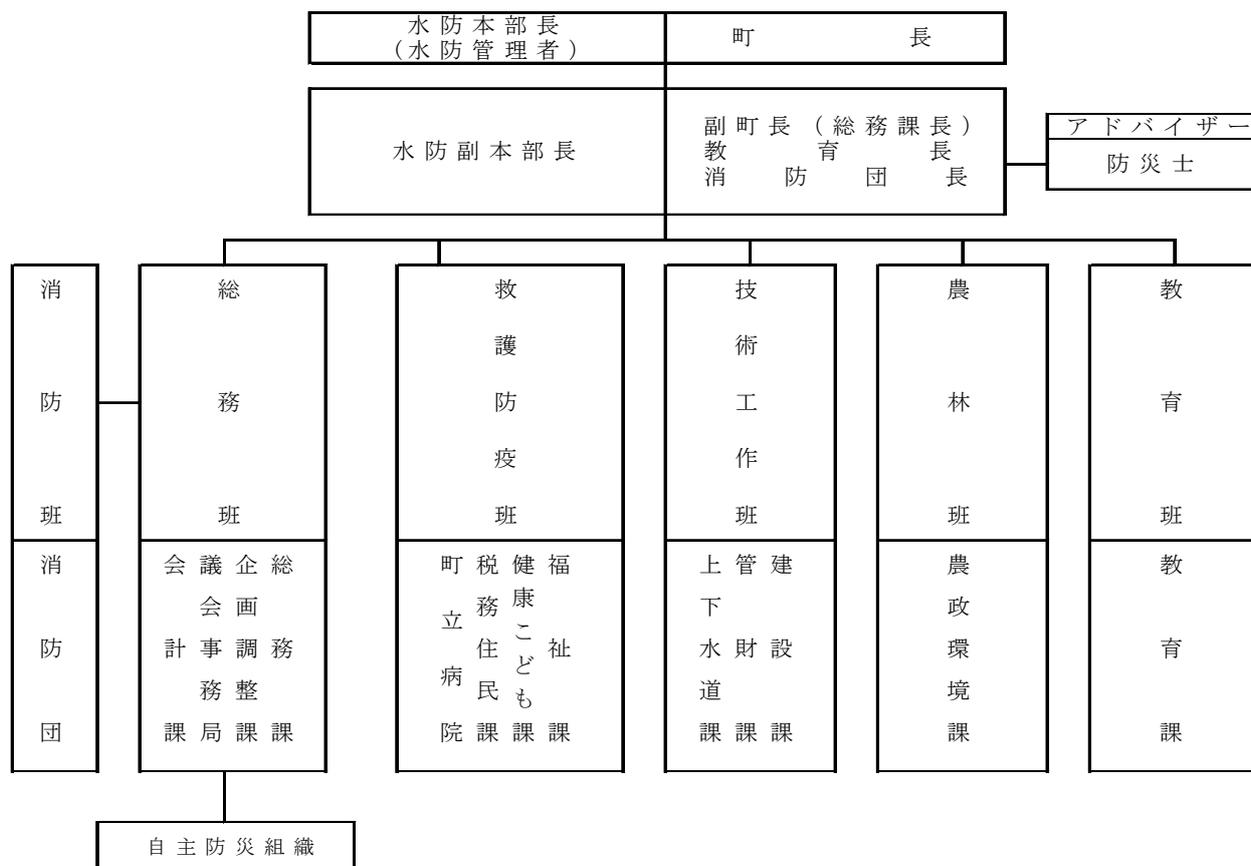
## II 水防事務の処理

洪水等に際し、水災を警戒し、防御及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定に基づく福岡県からの水防警報等を受け、必要と認めたとときから洪水等による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

## III 水防本部の設置及び組織

### 1 水防本部

- (1) 水防管理者は、福岡県から水防警報の通知を受け、必要と認めたとときは、小竹町地域防災計画 第3章 風水害応急対策計画に定める事項に応じ、水防準備本部（災害警戒本部）を設置し、気象警報又は水防警報の推移により、水防本部（災害対策本部）を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防準備本部（災害警戒本部）及び水防本部（災害対策本部）の事務局は、総務課に置き、組織は次のとおりとする。



## 2 事務分掌

各班の主な事務分掌は、次のとおりとする。

班別	班長	班員	分掌事務
総務班	総務課長	総務課 企画調整課 議会事務局 会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防本部会議に関する事</li> <li>2 総務班の編成及び派遣に関する事</li> <li>3 各班の動員配備に関する事</li> <li>4 各班の連絡調整等に関する事</li> <li>5 気象情報の収集、伝達に関する事</li> <li>6 自衛隊の派遣要請、協力機関への協力要請に関する事</li> <li>7 小竹町防災組合との連絡調整に関する事</li> <li>8 本部長指示による水害被災地の現地調査に関する事</li> <li>9 避難の勧告、指示に関する事</li> <li>10 公用車の確保、配車及び燃料の確保に関する事</li> <li>11 議会議員との連絡調整</li> <li>12 水害応急対策に係る財政措置に関する事</li> <li>13 水害応急対策資材の確保に関する事</li> <li>14 水害記録及び報道に関する事</li> <li>15 消防団に関する事</li> <li>16 自主防災組織との連絡調整に関する事</li> <li>17 職員の給食・衛生管理に関する事</li> <li>18 水害に関する写真等の記録に関する事</li> <li>19 罹災に伴う中小企業の金融等に関する事</li> </ol>
救護防疫班	福祉課長	福祉課 税務住民課 健康こども課 町立病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護防疫班の編成及び派遣に関する事</li> <li>2 防疫に関する事</li> <li>3 医療救護所の設置及び医療機関等との連絡に関する事</li> <li>4 医療品の斡旋・確保及び配分に関する事</li> <li>5 被災者の健康、衛生状態の管理に関する事</li> <li>6 避難行動要支援者等の安全確保等に関する事</li> <li>7 こども園園児の避難誘導等に関する事</li> <li>8 応急措置用寝具等の生活物資の確保・供給に関する事</li> <li>9 炊き出しの実施等に関する事</li> <li>10 物資の受け入れ、仕分け等に関する事</li> <li>11 災害弔慰金の支給等に関する事</li> <li>12 避難所の開設・運営に関する事</li> </ol>

班別	班長	班員	分掌事務
技術 工 作 班	建設 課 長	建設課 上下水道課 管財課  (農政環境課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術工作班の編成及び派遣に関する事</li> <li>2 土砂災害等の警戒活動に関する事</li> <li>3 道路情報の収集及び交通規制に関する事</li> <li>4 道路交通の確保に関する事</li> <li>5 飲料水の確保、供給に関する事</li> <li>6 道路及び橋梁の応急復旧工事に関する事</li> <li>7 河川、堤防、排水路及び樋管の応急復旧措置に関する事</li> <li>8 応急仮設住宅の建設等に関する事</li> <li>9 公共下水道、農業集落排水の維持管理</li> </ol>
農 林 班	農政 環境 課 長	農政環境課  (税務住民課)  (議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林班の編成及び派遣に関する事</li> <li>2 土砂災害等の警戒活動に関する事</li> <li>3 浸水農地の排水に関する事</li> <li>4 家畜飼料の確保及び伝染病の防疫に関する事</li> <li>5 農作物の病虫害駆除に関する事</li> <li>6 被害農作物の技術対策及び指導に関する事</li> <li>7 応急措置用農作物の種苗の斡旋に関する事</li> <li>8 主食の確保並びに配給の特例措置に関する事</li> <li>9 被災農家の金融に関する事</li> <li>10 し尿、生活ごみの処理その他環境に関する事</li> <li>11 衛生材料の斡旋・確保及び配分に関する事</li> </ol>

班別	班長	班員	分掌事務
教育班	教育課長	教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育班の編成及び派遣に関する事</li> <li>2 学校における安全確保に関する事</li> <li>3 児童・生徒の避難誘導に関する事</li> <li>4 罹災者の収容に際して、学校等の施設の使用に関する事</li> <li>5 応急教育の方法に関する事</li> <li>6 被災学校の給食に関する事</li> <li>7 教材、学用品の調達及び配給に関する事</li> <li>8 水害後の教育施設の環境衛生に関する事</li> <li>9 避難所の開設・運営に関する事</li> </ul>

消防班	消防副団長	消防団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 巡視・警戒活動に関する事</li> <li>2 救助活動に関する事</li> <li>3 避難誘導に関する事</li> <li>4 応急復旧作業の支援に関する事</li> <li>5 交通の確保のための誘導作業に関する事</li> <li>6 応援の要請、受け入れ、連絡調整に関する事</li> <li>7 行方不明者等の捜索に関する事</li> </ul>
-----	-------	------	--

各班共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班員の動員配備に関する事</li> <li>2 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策に関する事</li> <li>3 所管事項に関する業者等への協力要請に関する事</li> <li>4 対策部内の応援に関する事</li> <li>5 本部の指示、調整に基づく各班の応援に関する事</li> </ul>
------	--	--

## IV 水防本部の活動

### 1 動員要領

- (1) 総務班長は、水害の発生が予測される事態又は水害が発生したときは、水防本部長の指示を受け、各班の長に配備の規模を連絡し、職員の動員を指示する。
- (2) 各班長は、水害の発生が予測される事態又は水害発生に備えて配備の規模に応じた活動が円滑に行われるように配備体制を整え、総務班長の連絡、指示により班員を動員し、班活動を行う。  
ただし、各班長が緊急を要すると判断したときは、直ちに班活動を行うものとし、事後速やかに総務班長に状況を報告しなければならない。
- (3) 勤務時間外その他勤務を要しない日等における連絡体制について、各班長は、緊急連絡網を明確にしておき、水防活動に支障のないよう努めなければならない。

### 2 配備及び動員計画

#### (1) 配備の種類

区 分	内 容
注 意 配 備 (準備体制)	小竹町に、大雨・洪水注意報が発表された場合で総務課長（総務班長）が必要と認めるとき
第 1 配 備 (警戒体制)	小竹町に、大雨・洪水警報が発表されたとき
第 2 配 備 (緊急警戒体制)	小竹町に、大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたときで、今後被害の発生が予測されるとき
第 3 配 備 (非常体制)	軽微な水害が発生した場合、その他町長（本部長）が必要と認める場合
第 4 配 備 (特別非常体制)	同時多発的大規模な人的被害、家屋被害等が発生し、またその発生が予想され、緊急に災害対策が必要と認められるとき

#### 2) 動員計画

配 備 班	注意配備 (準備体制)	第1配備 (警戒体制)	第2配備 (緊急警戒体制)	第3配備 (非常体制)	第4配備 (特別非常体制)
総 務 班	防災担当職員	4名	6名	1/2	全職員
救 護 防 疫 班	—	2名	4名		
技 術 工 作 班	—	6名	10名		
農 林 班	—	3名	5名		
教 育 班	—	2名	3名		
計	—	17名	28名		

- \* 配備人員は、各班長の判断により、必要に応じて増員、減員するものとする。
- \* 各班は、配備ごとに数班を編成し、班員名簿を作成しておくこと。
- \* 消防班は、別に定める。

## V 水防資材等

### 1 水防倉庫及び備蓄資材

水防倉庫には、水防資材を常時、別表1のとおり備蓄しておくものとする。

### 2 水防資材の調達

総務班長は、水防資材確保のために別表の水防資材取扱業者とあらかじめ協議し、緊急調達できるようにしておくものとする。

※平成24年度よりNP0法人コメリ災害対策センターと、平成26年度より株式会社トライアルカンパニーと、令和2年度より株式会社ナフコと物資調達の協定締結を行った。不足する資材は、水防資材取扱業者、コメリ災害対策センター等へ連絡し、調達を行う。

なお、各班長及び消防団各分団長は、水防活動の状況により総務班長に資材の調達要請に時間がないときは、独自の判断で資材を調達するものとする。その場合、事後速やかにその旨を総務班長に報告するものとする。

※水防倉庫は、御徳（旧4分団格納庫）・新多（旧2分団格納庫）

## VI 消防団の水防活動

### 1 巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに消防団長にその旨を通知し、河川、堤防等及び急傾斜地の巡視を行うよう指示するものとする。

### 2 巡視の要領等

(1) 各分団長は、消防団長から出動要請を受けたときは、直ちに必要な分団員を招集し、管轄区域内の河川、堤防等及び急傾斜地の巡視を行わせ、水位の変化、堤防・水門及び急傾斜地の状況を水防本部に報告するものとする。

(2) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したとき又は急傾斜地付近において相当の降雨量を認めるときは、直ちに水防本部に報告するとともに全分団員を招集し、警戒にあたらせる。この場合、河川の氾濫、堤防の決壊及びこれらに準ずる事態の発生又は急傾斜地の崩落の危険性を察したときは、直ちに付近住民を安全な場所に避難誘導するとともにその状況を水防本部に報告し、必要な水防活動を行わせるものとする。

### 3 各分団の管轄区域

各分団の水防活動の管轄区域は、各分団管轄区域とし、団長は必要に応じて、他の分団の水防活動の応援を命ずることができる。

### 4 重要水防区域

町内の重要水防区域は、別表2のとおりとする。

### 5 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に消防団長に水防活動報告書を提出するものとする。

## Ⅶ 自主防災組織及び自治会との連携

### 1 情報提供、情報収集

- (1) 災害対策本部は、河川情報、気象情報、災害危険箇所の情報を自主防災組織及び自治会に情報伝達を行わなければならない。
- (2) 総務班長は、水害の発生が予測される事態又は水害が発生したときは、水防本部長の指示を受け、水害調査連絡班の班長に連絡し、各地区に情報伝達、収集を行うものとする。
- (3) 水防管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第60条に基づき、対象となる地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」を発令するものとする。なお、避難勧告等の発令基準は「小竹町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考とする。
- (4) 自主防災組織及び自治会が避難所を開設したときは、総務班、救護防疫班は常に避難所と連絡調整を行わなければならない。

別 表 1

## 水防倉庫における備蓄資材一覧表

備蓄資材	数量	備蓄	数量
ボート	1 隻	マックスフロー(ビニールテープ)	4 個
シート(ブルー)	8 枚	発電機	1 個
照明一式	3 式	延長コード	3 個
水中ポンプ(汚水用)	1 3 箱	巻尺	1 個
ウォーターゲル(10 袋入)	4 箱	ライト(投光機)	5 個
土のう (内:400 袋、10 袋 50 枚入)	2 4 0 0 枚	コンロ	2 個
ダイゴンホース	2 箱	ライト一式	2 式
使用ホース	6 本	標識ロープ	1 4 本
ホース器材(備品)	1 箱	照明一式	2 式
軍手、紙ヒモ等	1 箱	たんぼぼ(木炭関係)	9 袋
一輪車	7 台	ホース(青)	1 9 本
スコップ	2 4 丁	鳶口	2 本
ハンマー:木	5 丁	バケツ(ポリ)	9 個
ハンマー:鉄	3 丁	バケツ(鉄)	7 個
ピッケル(ツルハシ)	1 0 本	浮き輪	2 個
鍬	9 本	ロープ	4 本
ドラム缶:小	2 9 缶	救命具	5 着
ドラム缶:大	1 缶	懐中電灯	1 0 個
(消防団配付)		(消防団配付)	
ライフジャケット	5 8 着	トランシーバー	3 6 セット

## 水防資材取扱業者一覧表

取扱品目	業者名	住 所	電 話
杭・ベニア板・ その他木材	甲斐木材店	小竹町勝野 3765-2	62-0144
杭・吹・ビニール袋 土・ビニールシート	大西商産(建材)	飯塚市口の原	92-7239
その他の資材	ホームセンター ナフコ 穎田店	飯塚市佐与	92-8500
	コメリ災害対策センター コメリ 宮田店	新潟県新潟市 宮若市	025-371-4185 0949-34-5700
	(株)トライアルカンパニー トライアル 小竹店	福岡市東区 小竹町勝野 1532-13	0120-033-559 09496-6-1122

別 表 2

## 重 要 水 防 箇 所

重要水防区域（Bランク）〈堤防〉

（河川）

遠 賀 川

図面 番号	地 先 名	左 右 岸 別	位 置	延長 m	備 考
23	小竹町大字南良津地先	左	21/320～21/500	180	越水B
24	小竹町大字南良津地先	左	21/500～22/500	1000	越水B・堤体漏水B
25	小竹町大字南良津地先	左	22/500～22/700	200	堤体漏水B
26	小竹町大字南良津地先	左	22/700～22/900	200	越水B・堤体漏水B
27	小竹町大字南良津地先	左	22/900～23/700	800	越水B
28	小竹町大字南良津地先 小竹町大字勝野地先	左	23/700～24/100	400	越水B
29	小竹町大字勝野地先	左	24/300～24/400	100	越水B
30	小竹町大字勝野地先	左	24/400～24/500	100	越水B・堤体漏水B（法崩れ）・基礎地盤漏水B
31	小竹町大字勝野地先	左	24/500～25/100	600	越水B
32	小竹町大字勝野地先	左	25/300～25/500	200	越水B
33	小竹町大字勝野地先	左	25/900～26/100	200	越水B
82	小竹町大字赤地地先	右	20/900～22/300	1400	越水B
83	小竹町大字御徳地先	右	22/300～24/100	1800	越水B
84	小竹町大字御徳地先 小竹町大字勝野地先	右	24/500～24/700	200	越水B

重要水防区域（要注意）〈堤防〉

（河川）

遠 賀 川

図面 番号	地 先 名	左 右 岸 別	位 置	延長 m	備 考
1	小竹町大字勝野先	左	25/900～26/100	200	越水A

（溜池）

図面 番号	名 称	危 険 箇 所	状 態	備 考
1	本入溜池	余水吐	堤体の改修が終了したが、直下に民家が密集しているため要警戒	
2	塩頭溜池	堤体	堤体の改修が終了したが、直下に民家が密集しているため要警戒	
3	権現堂溜池	堤体	堤体の改修が終了したが、直下に民家が密集しているため要警戒	

## (急傾斜地)

番号	位置	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	備考
1	大字赤地字兵丹-3	35	50	8	6	
2	大字御徳字鴻ノ巣4組	160	45	20	20	
3	大字御徳字鴻ノ巣	100	30	20	13	
4	大字赤地字柳原	100	80	12	10	
5	御徳二-1	100	40	12	7	
6	御徳二-5	30	50	10	5	
7	御徳二-2	75	35	10	7	
8	御徳二-3	225	35	12	7	
9	御徳二-9	130	40	10	7	
10	大字御徳字雀堂	80	45	10	7	
11	御徳一-4	60	45	10	0	
12	大字御徳字七反田	100	70	15	14	
13	大字御徳字井田尻	100	40	12	15	
14	毛勝-1	100	45	20	14	
15	新町-1	250	40	12	10	
16	新多区	200	60	12	17	
17	大字新多字六田ヶ浦	100	40	15	21	
18	新多-1	150	40	14	6	
19	中央-1	140	55	11	4	
20	勝野二-1	100	45	11	3	
21	大字勝野字浄光	60	80	8	5	
22	大字勝野字名免町	70	70	7	10	